

四日市市告示第 211 号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条第1項により、公印の印影を印刷して使用するので、同条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智広

- 1 名称
四日市市之印
- 2 寸法
方12ミリメートル
- 3 印影



- 4 使用区分
平成30年度中に使用する
介護保険利用者負担割合証
介護保険負担限度額認定証
介護保険特定負担限度額認定証
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証

(健康福祉部介護・高齢福祉課)